

会 議 録

年 月 日	令和2年12月2日(水)		
開会時刻	午後2時00分	閉会時刻	午後2時30分
開催場所	条里南庁舎 会議室		
出席委員	二階堂 衛、加賀谷 長吉、今仲 和代、佐々木 雅子		
出席者	教育長 伊藤 孝俊 教育総務部長 木村 雅美 教育指導部長 菅 雅彦 教育総務部次長 菊地 浩昭 生涯学習課長 横井 朗 スポーツ振興課長 加藤 貞純 文化財保護課長 佐藤 孝之 教育指導課長 岩野 玲子 学校教育課長 遠藤 美紀子 学校給食課長 岩瀬 司		
会議書記	教育総務課副主幹 田中 弓子 教育総務課主査 最上 拓弥		

付議案件

議案第31号 横手市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議決事項

議案第31号 横手市教育委員会教育長職務代理者の指名について

《会議要旨》

伊藤教育長 それでは、ただ今から令和2年12月の臨時教育委員会を開催します。

会議録署名委員は、1番加賀谷委員と3番今仲委員にお願いいたします。参与はお集まりの部長、次長、課長、書記は教育総務課担当にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

日程第1 議案第31号 横手市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長 ただいま議題となりました、議案第31号 横手市教育委員会教育長職務代理者の指名についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」となっております。

また、職務代理者は、教育委員会の構成員である非常勤の教育委員が担うことが地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められております。

なお、教育長職務代理者の服務については、法律上は教育長の権限に属する職務を行うものですが、職務代理者が行う職務のうち、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能です。当委員会においては、この場合の事務局職員を教育総務部長と考えております。

教育長職務代理者の任期につきましては、法律では特に定めはございませんが、当委員会におきましては、再任はあるにしても、1年を節目として、令和2年12月3日から令和3年12月2日までとしたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

伊藤教育長 ただ今説明がありましたように、教育長職務代理者は教育長が指名することになります。任期についておはかりします。任期は、1年間ということでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長 ご異議がないようですので、そのように決定します。それでは、教育長職務代理者については、二階堂委員を指名したいと思います。

委員の皆様ご異議ありませんか。

—異議なし—

伊藤教育長 はい。ご異議がないようですので、横手市教育委員会教育長職務代理者は、二階堂委員を指名することに決定いたします。

二階堂委員はご挨拶をお願いいたします。

二階堂委員 ただいまご指名いただきました二階堂でございます。明日から1年間ということですが、これまで培ってきた経験を生かし、教育行政に尽力してまいりたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

伊藤教育長 ありがとうございます。二階堂委員とともに、教育委員会を盛り上げていきたいと思えます。委員の皆さまにおかれましてもよろしくをお願いいたします。

では、次第の4 その他に入ります。何かありませんか。

《教育総務課長から、令和3年度からの第3期横手市教育ビジョンの骨子案について説明があった。》

伊藤教育長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

—なし—

伊藤教育長 また具体的な素案ができましたら、お示しして、ご意見を頂戴したいと思います。他に何かありませんか。

《スポーツ振興課長から、令和3年度からのスポーツ推進計画の素案について説明があった。

二階堂委員からは、表紙のキャッチフレーズの読点について指摘があり、加賀谷委員からは、アンケートのイメージについて質問があった。

スポーツ振興課長からは、キャッチフレーズについては修正すると回答があり、スポーツ実態調査をまとめたものや市で行っておりますまちづくりアンケートを見やすく表示したいと回答があった。

加賀谷委員からは、例えば、体育館を利用する、しないに関わらず、幅広くアンケートをとれば偏ったものでないもの

ができるのではないかというご意見があった。≫

伊藤教育長

ほかに何かありませんか。
ないようですので、以上で、12月の臨時教育委員会を終了します。